

大田市中小企業等経営持続支援金給付事業Q & A

1. 対象事業者について

Q 1-1. 大田市内に本店を有することの定義は何か

A 1-1. 法人においては登記簿上の所在地、個人・団体等においては事業所の全売上げに占める割合の最も高い店舗等が大田市内に存在していることを指します。

Q 1-2. 大田市内に住み、市外で事業を行っているが対象となるか

A 1-2. 市外に本店がある場合は対象になりません。

Q 1-3. 今年に入り市外から移転してきたが対象となるか

A 1-3. 申請時点で、個人においては本店が大田市内、法人においては登記上の住所が大田市内であれば対象となります。

Q 1-4. 市内に複数の店舗を有する場合はそれぞれの店舗で交付を受けることができるか

A 1-4. 店舗等が複数あっても、1事業者につき1回限りの給付となります。複数の店舗、事業所を経営している場合でも、店舗等单位ではなく、事業者単位での交付となります。

Q 1-5. 大田市内外に複数の店舗を持っているが、申請は可能か

A 1-5. 大田市内の事業所が本店であれば申請は可能です。

Q 1-6. 業種に指定はあるか

A 1-6. 業種の指定はありません。

Q 1-7. 事業承継した場合（比較時点と名義が違う場合）に申請は可能か

A 1-7. 申請可能です。添付書類としては、①該当する年の確定申告書の写し、②青色申告決算書の写し、③売上台帳、④個人事業の廃業届・開業届の写しが必要となります。なお、相続した場合も同様の対応となります。

Q 1-8. 国の事業復活支援金を受給していても本支援金を申請することは可能か

A 1-8. 申請可能です。

Q 1-9. 副業で事業を行っている場合は対象となるか

A 1-9. 交付要件を満たせば対象となります。

Q 1-10. インターネットエンジニアを個人で行っており、実店舗を有していない。対象となるか

A 1-10. 大田市に在住または大田市で開業届を提出しており、各交付要件を満たしていれば対象となります。

2. 交付要件について

Q 2-1. 事業開始から1年満たない場合は対象となるか

A 2-1. 令和4年3月以前から事業を営んでおられ、令和4年4月から申請時点の1カ月あたりの月額売上高が、創業した日から令和4年3月までの営業月の平均売上高と比較して、30%以上減少していれば対象となります。

なお、個人事業者においては前年、法人においては前事業年度の営業月数が12ヵ月に満たない場合は、営業月の平均売上高が10万円以上でなければ交付の対象とはなりません。

Q 2-2. 本事業における売上げとは何を指すか

A 2-2. 確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また、不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません。(不動産を営んでいる事業所の不動産事業に係る収入は売上げとなります)

Q 2-3. 大田市内に本店はあるが、市外にも支店を有している。売上げの対象は市外の店舗も合算した形で判断するか

A 2-3. 全ての店舗の売上げを合算した形で判断します。基準を満たしていれば申請は可能です。

Q 2-4. フランチャイズ経営を行っているが、対象となるか

A 2-4. 大田市内に本店を有すれば対象となります

Q 2-5. 国や県、市の補助金を受領したが、補助金は売上げに含まれるか

A 2-5. 補助金(例: 持続化給付金、月次支援金、一時支援金、雇用調整助成金、大田市中小企業等経営持続支援金等)は売上げではありませんので、今回の支援金の判断基準となる売上げから除いてください。

ただし、飲食店でまん延防止等重点措置の適用で島根県からの時短要請等に応じた際の協力金(島根県飲食店等時短要請協力金)を受給した場合は、時短営業を実施した月の売上げに含めてください。

3. 加算要件について

Q 3-1. 飲食事業者や宿泊事業者で加算を受ける場合に必要となる感染症対策への取組みにかかわる証明書等の写しとは何か

A 3-1. 島根県の「新型コロナの感染症予防対策取組宣誓店」の宣誓書や宣誓店一覧の写し、全国旅行支援の「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーン、しまねプレミアム飲食券の登録店一覧の写しを指します。

Q 3-2. 加算要件となる従業員数の把握はどのように行うか

A 3-2. 申請時点での雇用保険適用の従業員数が基準となります。確認書類として、雇用保険被保険者証の写しを添付してください。なお、5名以上10名未満の雇用保険適用従業員が在職する場合は5名分、10名以上の雇用保険適用従業員が在職する場合は10名分の雇用保険被保険者証の写しを添付し申請してください。

Q 3—3. 簡易宿泊施設を営業しているが、加算の対象となるか

A 3—3. 簡易宿泊施設も宿泊業として扱うため、全国旅行支援「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーンの対象となっていることが分かる書類の写し等を添付することで加算の対象となります。

4. 申請について

Q 4—1. 申請方法は

A 4—1. 電子申請と書面申請の2パターンあります。

電子申請は、システム内で必要項目を入力し、必要書類を添付しデータをお送りいただくものです。現在システム準備中ですので、準備が整い次第お知らせしますが、12月中旬に利用可能となる予定です。

書面申請は、原則、市役所産業企画課宛てに郵送してください。感染症拡大防止の観点から、来庁による申請はできるだけご遠慮ください。

Q 4—2. 申請書様式はどこで入手できるか

A 4—2. 書面申請される場合、申請書の様式は大田市ホームページからダウンロードができます。また、市役所産業企画課、大田商工会議所、銀の道商工会に書類を設置しています。

電子申請の場合は、システム内で必要項目を入力していただくので、申請書様式を入手していただく必要はありません。(Q 1—1 参照)

Q 4—3. 申請期間はいつまでか

A 4—3. 令和5年2月10日(金)までです。電子申請は同日までに受信したもの、書面申請は当日消印有効となります。

Q 4—4. 代理の名義で申請は可能か

A 4—4. 申請は、法人(代表者)、個人事業主ともに、本人による申請となります。電子申請の際、身近な方や日頃手続きのご相談をされている方などに、申請の支援をしていただくことは問題ありません。支援金の代理申請や代行入力などを装った詐欺にはご注意ください。

Q 4—5. 確定申告を行っていない場合はどうすればよいか

A 4—5. 市県民税申告書類の控え(收受印のあるもの)で代替可能です。市県民税申告書類の控えに收受印がない場合は、納税証明書を提出することで代用することができます。

Q 4—6. e-TAXで申請している場合、どのような書類を提出すればよいか

A 4—6. e-TAXの「受信通知」および確定申告書の控えをご提出ください。なお、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」がある場合は、「受信通知」は不要です。

Q 4—7. 個人で農業を営んでおり、青色申告をしている。決算書に月別の売上が添付されていないが、証拠書類として扱われるか

A 4—7. 月別の売上げが確認できないので白色申告と同様に扱い、年間の売上げを12か月(営業月)で割った売上げと対象月の比較で判断します。

Q 4-8. 売上台帳は決まった様式があるか

A 4-8. 該当する月の売上げの分かる資料であれば、特に様式の指定はありません。手書きの資料でも対応可能です。

Q 4-9. 一度申請したが、「飲食宿泊業において感染症対策に取り組んでいることを示す書類」を添付しておらず加算が受けられなかった。再申請は可能か

A 4-9. 1事業者あたり申請は一度限りです。当該ケースでは再申請はできません。また、従業員数による加算についても、再申請はできません。

Q 4-10. 設立年月日はいつの時点を目指すのか

A 4-10. 個人の場合は開業届を提出された日、法人の場合は登記時点を指します。なお、個人から法人成りした場合は、個人の開業届を提出した日を記入してください。

5. 支援金について

Q 5-1. 支援金はいつ頃振り込まれるか

A 5-1. 申請書類受付後、約3週間程度での振込みとなります。振込前には交付決定・確定通知を送付します。ただし、申請内容に何らかの確認を必要とする項目や不備がある場合には、振込みまでにお時間を要してしまうことがあります。

Q 5-2. 交付された支援金の使い方に制限はあるか

A 5-2. 用途は限定していません。個々の状況に応じて事業継続のために広くお使いいただけます。

Q 5-3. 支援金は課税対象となるか

A 5-3. 原則課税対象となります。詳しくは税務署へお問い合わせください。